

認可外保育施設集団指導

(居宅訪問型保育事業)

★令和6年度集団指導のご案内★

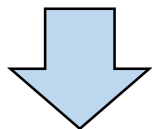
★制度概要編★

令和6年度集団指導のご案内

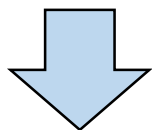
令和6年度 集団指導の流れ

1 本動画を含めた3つの動画を視聴

- ①令和6年度集団指導のご案内 & 制度概要編
- ②指導監督基準解説編
- ③虐待 & 事故防止編



2 実施通知で示した書類について、**×切までに提出してください。**



3 提出された書類で記載漏れ等の不足があれば、「確認書」を发出しますので、そちらに回答してください。

書類提出について

①自己点検シート&チェックシート

- ・板橋区認可外保育施設の指導監督基準に適合しているか点検するために「自己点検シート」に回答していただきます。
- ・また一部項目について、より詳細に実態を報告していただくために別紙「チェックシート」に回答していただきます。
- ・なお、自己点検シートに関しては、以前にも提出いただいておりますが、年に1回、自身の保育を振り返ってもらうという観点からも、毎年提出いただきたいと考えておりますので、改めて提出いただくようお願いいたします。

②動画視聴確認票

- ・3つの動画の内容に関する質問に回答していただきます。
- ・以前とは質問内容が多少変わっているため、過去に提出した方も改めて提出するようにお願いします。

書類提出について

③資格者証(保育士又は看護師)、又は研修修了証の写し

- ・過去の板橋区の集団指導で資格者証等を提出している方は、本年度は提出いただかなくて結構です。

④実技的な救命講習の修了証

- ・消防当局が実施している消防講習等を受講していただくことを想定していますが、実技的な講習であれば、その他機関が主催する講習でも結構です。
- ・過去の板橋区の集団指導で提出し、かつ講習修了の有効期限が切れていない方（または直近3年間に受講している方）は、新たに提出いただかなくて結構です。

書類提出について

(以下、該当する事業者のみ)

⑤連絡帳のフォーマット

- ・チェックシートQ4にて、保護者との連絡に連絡帳（又はそれに類する書類）を「使用している」と回答した方は連絡帳のフォーマットを提出してください

⑥(複数の保育に従事する者を雇用しているかた)各種業務マニュアル

- ・区指導監督基準上作成が義務付けられている各種業務マニュアルについて、提出いただくようお願いいたします。

※詳しくは自己点検シート及びチェックシートに載せていますので、そちらを参照してください。

国基準を満たす旨の証明書の発行について

本年度の集団指導において、以下の条件を満たす事業者に対し、国基準を満たす旨の証明書を発行いたします。

- 1 所定の提出物が全て提出され、適切に回答されている。
- 2 確認書を発出した場合に、そちらに適切に回答されていて、指摘した不足等が解消されること。

発送時期：上記条件を満たした事業者に対し、令和6年8月頃から郵送する予定

※その他、証明書の返還や再交付に関する事項や幼児教育保育の無償化に係る事項等は、本動画内の「制度概要編」にて説明しています。

国基準を満たす旨の証明書の発行について

【注意】

- 令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化では、認可施設に通う子どもと、都道府県等に届出を行い国が定める基準を満たした認可外保育施設等に通う子ども（※）が、無償化の対象。

経過措置として5年間（令和6年9月末まで）の間は、猶予期間として、認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外施設に通う子どもについても、施設が都道府県に届出をしていれば、無償化の対象としていましたが、**令和6年10月以降猶予期間が切れますのでご注意ください。**

（※） 保育の必要性の認定を受けた子ども

制度概要編 目次

- 1 認可外保育施設の概要
- 2 認可外保育施設の届出
- 3 認可外保育施設の報告
- 4 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

1 認可外保育施設の概要

認可と認可外の違い

(1) 利用契約

認可：利用者が市区町村に対し、入所の申し込みを行う。

認可外：市区町村を通さず、利用者は施設と直接利用契約を交わす。

(2) 施設を運営するための費用の補助

認可：施設の運営費給付費の補助がある。

認可外：基本的に補助がなく、利用者からの利用料などで運営する。

⇒ 認可外の補助に関しては例外があります。

認可保育施設の概要

【認可】

認可保育所等

認可保育所

地域型保育事業

幼保連携型
認定こども園

家庭的
保育事業

小規模
保育事業

事業所内
保育事業

居宅訪問型
保育事業

認可外保育施設の概要

【認可外】

認可外保育施設・事業

居宅訪問型
保育事業

認証
保育所

家庭的
保育事業

事業所内保
育施設

院内
保育施設

ベビー
ホテル

その他
施設

★費用の補助の例外★

- ・東京都の認証保育所
- ・事業所内保育施設のうち、企業主導型保育施設
⇒運営費の補助があります。

※企業主導型保育施設については、児童育成協会という団体が助成を行っていますので、団体のホームページなどでご確認いただければと思います。

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）の現況

令和6年5月1日時点の板橋区内届出施設数

※休止中の事業者除く

法人（複数の保育に従事する者を雇用しているかた）	個人
3	114

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）と板橋区 との主な関わり

◆事前相談

⇒電話相談など

◆届出

⇒設置届、変更届、休止・廃止届

◆報告

⇒運営状況報告（定期報告）、事故報告等

◆立入調査、集団指導

⇒指摘事項があった場合、改善状況報告書を提出

◆その他（研修等）

認可外保育施設に対する板橋区の担当部署

子ども政策課 指導検査係 (☎03-3579-2216)

- ・ 認可外保育施設に対する立入調査、集団指導、改善状況の確認

保育運営課 保育施設計画係 (☎03-3579-2493)

- ・ 開設、変更、廃止、各届出受理
- ・ 認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付

保育サービス課 民間保育第二係 (☎03-3579-2494)

- ・ 運営状況報告の徴取、事故報告等受付
- ・ 研修の実施

2 認可外保育施設の届出

認可外保育施設の届出義務

《板橋区の場合》

- ◆認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から1ヶ月以内に児童相談所設置市（板橋区）へ届け出なければならない。
(児童福祉法第59条の2第1項又は第2項、児童福祉法施行令第45条の3)
- ◆規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。
(児童福祉法第62条の4、児童福祉法施行令第45条の3)

届出の種別《板橋区の場合》

◆設置届

事業開始後、認可外保育施設設置届（別記第1号様式）、事業者の場合は別紙2の1、個人の場合は別紙2の2及びその他添付書類により必要事項を届け出ます。

◆変更届

事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）により変更内容を届け出ます。

- ①施設の名称・所在地・連絡先
- ②設置者の氏名（名称）・住所（所在地）、連絡先
- ③管理者の氏名・住所

◆休止・廃止届

施設を休止又は廃止した場合、認可外保育施設〔休止・廃止〕届（別記第3号様式）により届け出ます。

提出先

保育運営課 保育施設計画係 (☎03-3579-2493)

3 認可外保育施設の報告

板橋区への報告

◆運営状況報告

毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告してください。

◆事故報告

施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が発生した場合に報告してください。

いずれも、[保育サービス課](#) [民間保育第二係](#)に報告してください。

事故報告について

◆事故報告の義務化

児童福祉法施行規則第49条の7の2、児童福祉法施行令第45条の3により、認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や、事故が発生した場合における児童相談所設置市（板橋区）への報告が義務化されました。

◆報告の対象となる重大事故の範囲

- 死亡事故
- 重症事故
 - ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- 食中毒事案
- 園外活動時等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案
- その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案

◆報告先

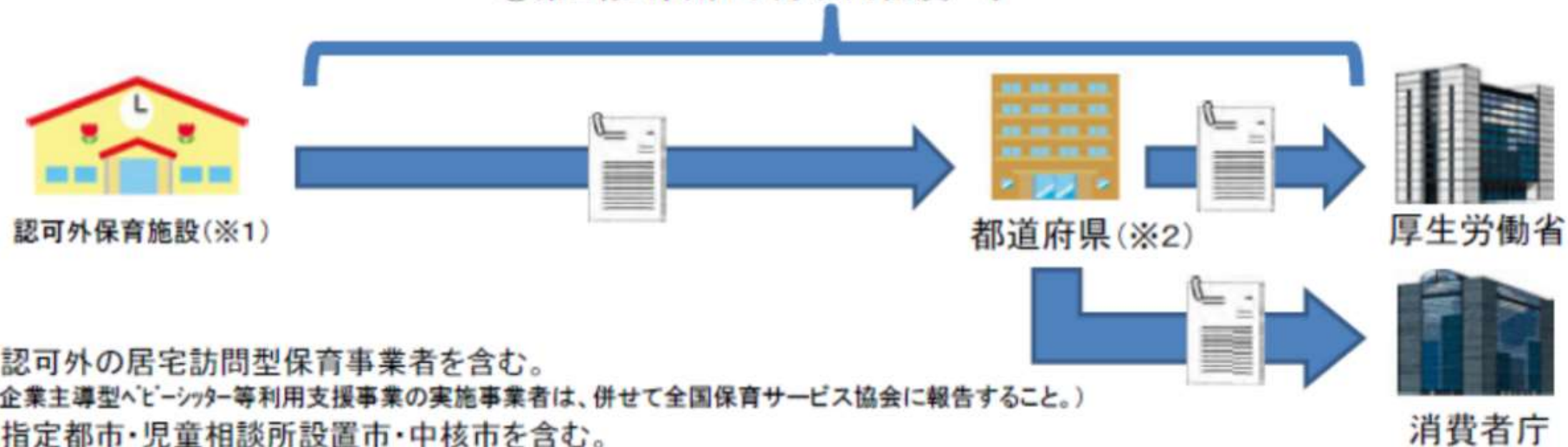
保育サービス課 民間保育第二係 （☎03-3579-2494）

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
- ②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



※指定都市・児童相談所設置市・中核市を含む。

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
- ②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



※1認可外の居宅訪問型保育事業者を含む。
(企業主導型ベビーシッター等利用支援事業の実施事業者は、併せて全国保育サービス協会に報告すること。)

※2指定都市・児童相談所設置市・中核市を含む。

4 認可外保育施設指導監督基準を 満たす旨の証明書

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書



◆証明書の交付

児童福祉法第59条に基づく立入調査・集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て（B判定を含む）満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）を交付しています。

◆交付対象

証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により児童相談所設置市（板橋区）への届出が義務付けられた施設です。居宅訪問型保育事業は交付対象に含まれます。

証明書が交付されるには

立入調査又は集団指導の結果…

《指摘事項がない場合》

原則として、立入調査又は集団指導結果を復命した日の翌月 1 日付で交付

《指摘事項がある場合》

改善事項の確認により、当該施設が認可外保育施設指導監督基準（国基準）の全項目について適合していることを確認した場合には、原則として、確認した日の翌月1日付けで交付

証明書の交付条件については、別動画「令和6年度集団指導のご案内及び不適切保育&事故防止編」にて詳しく説明しています。

証明書の返還について

◆返還

証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合は、原則として証明書の返還を求めます。

◆再交付

証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。

幼児教育・保育の無償化について

《板橋区の場合》

幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、

- ①板橋区長への届出（設置届） ※令和4年7月より前は東京都へ届出
- ②板橋区長の「確認」を受けるための申請（確認申請）
- ③利用者が「保育の必要性の認定」を板橋区から受けること
- ④国が定める認可外保育施設の基準を満たすこと

※④については、令和元年10月から5年間の猶予期間を設けています。

御清聴ありがとうございました